

川路浄化センターPPA方式による太陽光発電設備導入業務 質問に対する第2次回答

No.	質問内容	回答案
30	<p>本業務では余剰電力の売電を事業収益確保の前提としていると思料されるが、今後の系統連系手続の結果として、運転開始時期において系統連系ができない場合には、どのような措置を想定しているか。</p>	<p>本業務では余剰電力の売電を事業収益確保の前提としています。</p> <p>令和7年5月23日に中部電力パワーグリッド株式会社へ事前相談に相当する確認をした時点では、本業務における太陽光発電設備の設置場所の配電用変電所である下瀬変電所管内においては、系統容量に十分な余裕があるとの回答を得ています。</p> <p>接続検討申込は実施しておりません。</p> <p>今後の系統連系手続の結果として、運転開始時期において系統連系ができない場合には、PPA事業期間の後ろ倒し、RPR(逆電力継電器)の設置等の措置を講じることが想定されます。</p> <p>現時点で、このような場合に講じる具体的な措置を定めておりませんが、PPA事業の採算性及び市の事業目的の双方が成り立つことを前提に、事業者との協議により必要な措置を講じるものとします。</p>